

南房総市第1次産業振興プラン

見直し版

平成29年3月

南房総市

目 次

第1章 南房総市第1次産業振興プランの見直しにあたって	
1 背景・目的	1
2 プランの位置付け	1
3 プランの期間	2
第2章 第1次産業を取り巻く環境と共通課題	
1 第1次産業を取り巻く環境	3
2 第1次産業の共通課題	10
第3章 プランの構成とテーマ別方針	
1 プランの構成	14
2 テーマ別方針	14
第4章 テーマ別計画	
1 担い手の育成	24
2 生産振興と基盤整備	33
3 流通販売と6次産業化	43

第1章 南房総市第1次産業振興プランの見直しにあたって

1 背景・目的

本市では、平成24年3月に南房総市第1次産業振興プランを策定し、本市における第1次産業の振興をより一層推進するとともに、今後の市場変革等も見据えながら、農業・林業・水産業の各分野が一体となり力強い産業基盤を確立するため、各施策を推進してきました。

本プランは、平成24年度から平成33年度の10年間の計画期間とし、市総合計画の見直しと合わせ、平成29年度に中間見直しを行うこととしておりましたが、中間年度となる平成28年度に計画の見直しを行います。

本プランを策定後に国では、農林水産業を産業として強くしていく政策（産業政策）と、国土保全といった多面的機能を発揮するための政策（地域政策）を車の両輪として、関係府省が連携し、内閣をあげて取り組むとの方針の下、幅広い政策分野にわたって必要になる施策を検討することを目的として、農林水産業・地域の活力創造本部が設置され、農林水産業・地域の活力創造プランを平成25年に決定しました。

また、平成26年には、我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけることなどを目的とした「まち・ひと・しごと創生法」が施行され、地域自らが客観的な分析に基づいて課題を把握し、地域の「処方せん」を示すものとして、本市においても「人口ビジョン」と「総合戦略」を策定しました。

これら国の動向を踏まえるとともに、本市の総合戦略の方針を盛り込み、各施策の枠組みにおける取組事業、事業スケジュール及び達成目標の見直しを行いました。

2 プランの位置付け

本市の総合計画では、「ひと・ゆめ・みらい 地域で創る魅力の郷 南房総」を将来像に掲げ、これを実現するために産業・雇用の分野では、「市民に『活』力を与えるまち」を基本方針としてまちづくりを進めています。また、南房総市総合戦略では、「子育て世代の増加」を中心コンセプトに農林水産業の分野では、「若者に魅力のあるしごとをつくる」を基本目標として具体的な施策を推進します。

本プランの位置付けは、本市の第1次産業の振興をより一層推進するための基本となるものであり、総合的な振興施策を進めていくための指針とします。

なお、水産業分野においては、「内房漁村再生計画」及び今後策定される予定の「外房漁村再生計画」の内容を踏まえ、連携して施策を展開していくものとします。

3 プランの期間

本プランの対象期間は、平成29年度から平成33年度の5年間とします。なお、計画期間終了年度においては、社会情勢の変化に対応しながらプランの改定等を検討します。

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
南房総市 第1次産業 振興プラン	計画 開始 年度				中間 見直 し年 度					計画 終了 年度 改定 等 の 検討

第2章 第1次産業を取り巻く環境と共通課題

1 第1次産業を取り巻く環境

(1) 農業

(1) - 1 担い手

過去15年間の環境変化を見てみると、農家数については、自給的農家は、ほぼ横ばいで推移しているものの、販売農家¹が減少しており、総農家数は減少傾向にあります。販売農家の中では、第1種、第2種兼業農家とも大きく減少しています。

年齢別に見ると、いずれの年代も従事者数が減少し、特に60～69歳、70歳以上の占める割合が大きくなっています。

営農類型別では、花き作がもっとも多く、次いで野菜作、畑作、水稻の順となっています。

①総農家数 (単位) 戸

	総農家数	販売農家	自給的農家
平成12年	4,767	3,436	1,331
平成17年	4,295	2,850	1,445
平成22年	3,807	2,353	1,454
平成27年	3,258	1,905	1,353

資料：農林業センサス

②専兼業別農家数(販売農家) (単位) 戸

	計	専業農家	第1種兼業農家	第2種兼業農家
平成12年	3,436	1,012	635	1,789
平成17年	2,850	907	388	1,555
平成22年	2,353	878	387	1,088
平成27年	1,905	779	230	896

資料：農林業センサス

③年齢別農業従事者数(販売農家) (単位) 人

	計	29歳以下	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上
平成12年	11,688	508	807	1,819	2,444	2,738	3,372
平成17年	7,245	-	-	-	-	-	-
平成22年	5,770	197	354	549	1,044	1,488	2,138
平成27年	4,320	-	-	-	-	-	-

資料：農林業センサス

※平成17、27年は年齢別データが未公表

¹ 経営耕地面積が30アール以上又は調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家のこと。

④営農類型別農家数（販売農家）

（単位）戸

平成22年	計	水田作	畑作	野菜作	果樹作	花き作
	2,353	297	356	472	229	668
	酪農	肉用牛	養豚	採卵養鶏	ブロイラー養鶏	その他
142	22	1	7	-	159	

※平成 12、17、27 年はデータが未公表

経営規模別に見ると、1.0ha 未満の農家が半数以上を占めており、小規模な農家が大半となっています。

⑤経営規模別農家数（販売農家）

（単位）戸

	計	経営耕地なし	0.5ha 未満	0.5～1.0ha 未満	1.0～2.0ha 未満	2.0～3.0ha 未満	3.0～5.0ha 未満	5.0～10.0ha 未満	10.0ha 以上
平成 22 年	2,353	11	813	873	496	83	44	23	10
平成 27 年	1,999	22	703	692	418	79	42	28	15

資料：農林業センサス

※平成 12、17 年はデータが未公表

(1) - 2 生産基盤

過去 15 年間で、経営耕地面積が減少する一方、借入耕地及び耕作放棄地の面積は増加しています。平成 22 年と比較すると、平成 27 年には、経営耕地は約 399ha 減少し、耕作放棄地は約 90ha 増加しています。

⑥経営耕地、借入耕地、耕作放棄地のある農家数及び面積（販売農家）

（単位）農家数：戸、面積：a

		経営耕地		借入耕地		耕作放棄地	
		農家数 (世帯数)	面積	農家数 (世帯数)	面積	農家数 (世帯数)	面積
平成 12 年	計	4,759	283,796	1,497	54,063	-	-
	販売農家	3,428	260,618	1,229	51,943	-	-
	自給的農家	1,331	23,178	-	-	-	-
	土地持ち非農家	-	-	-	-	-	-
平成 17 年	計	-	257,068	-	-	-	67,845
	販売農家	-	232,046	-	55,100	-	20,368
	自給的農家	-	25,022	-	-	-	16,760
	土地持ち非農家	-	-	-	-	-	30,717
平成 22 年	計	3,790	241,985	1,146	63,363	3,304	76,239
	販売農家	2,342	216,871	892	61,448	851	19,624
	自給的農家	1,448	25,114	225	1,800	887	18,865
	土地持ち非農家	-	-	29	115	1,566	37,750
平成 27 年	計	-	202,104	-	71,561	-	85,244
	販売農家	-	185,410	-	58,287	-	20,897
	自給的農家	-	推計値 16,694	-	-	-	21,084
	土地持ち非農家	-	-	-	-	-	43,263

資料：農林業センサス

※「-」の箇所はデータが未公表

(1) - 3 出荷・販売

出荷、販売については農協や卸売市場に加え、消費者に直接販売している農家も多く見られます。

⑦農産物出荷先別農家数（販売農家）（平成27年は経営体数）（単位）戸

	農産物の販売をした農家数	農産物の出荷先別							
		農協	農協以外の出荷団体	卸売市場	小売業者	食品製造業・外食産業	消費者に直接販売	インターネットによる販売	その他
平成22年	2,201	1,349	300	698	178	21	546	16	109
平成27年	1,882	922	126	412	51	10	296	—	65

資料：農林業センサス

※平成12、17年、「—」はデータが未公表

販売金額別に見ると、過去15年間でその構成割合に大きな変化はなく、500万円未満の農家が8割以上を占めています。

⑧農産物販売金額別農家数（販売農家）（平成27年は経営体数）（単位）戸

	計	販売なし	100万円未満	100～500万円未満	500～1,000万円未満	1,000～2,000万円未満	2,000～3,000万円未満	3,000万円以上
平成12年	3,436	195	1,482	1,127	323	186	76	47
	100.0%	5.7%	43.1%	32.8%	9.4%	5.4%	2.2%	1.4%
平成22年	2,353	152	1,059	754	178	110	53	47
	100.0%	6.5%	45.0%	32.0%	7.6%	4.7%	2.3%	2.0%
平成27年	1,999	117	988	584	135	80	38	57
	100.0%	5.9%	49.4%	29.2%	6.8%	4.0%	1.9%	2.8%

資料：農林業センサス

※平成17年はデータが未公表

(2) 林業

(2) - 1 担い手、生産基盤

平成12年から10年間の環境変化を見てみると、林家数については、非農家林家は変化していないものの、農家林家は200戸以上減少しています。保有山林面積については、非農家林家では約40ha、農家林家では約800haの減少となっています。

現在の林業経営体²数は19経営体で、そのうちの1経営体が森林組合であり、その他の18経営体は法人化していない個人経営体となっています。

⑨林家数及び保有山林面積（単位）林家数：戸、面積：ha

	林家計		農家林家		非農家林家	
	林家数	保有山林面積	林家数	保有山林面積	林家数	保有山林面積
平成12年	1,094	3,183	908	2,701	186	482
平成22年	876	2,340	690	1,901	186	440

資料：農林業センサス

※平成17、27年のデータは未公表

² 林業経営体：①権原に基づいて育林又は伐採（立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く。）を行うことができる山林（以下「保有山林」という。）の面積が3ヘクタール以上の規模の林業（育林又は伐採を適切に実施するものに限る。）又は、②委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業を行う者のこと。

⑩組織形態別経営体数

(単位) 経営体

	合計	保有山林面積計 (ha)	法人化している		法人化していない	
			計	森林組合	計	個人経営
平成 22 年	19	129	1	1	18	18
平成 27 年	16	74	0	0	16	16

資料：農林業センサス

※平成 12、17 年のデータは未公表

保有している山林の面積規模別に見ると、半数以上の経営体が 10ha 未満の規模となっています。

⑪保有山林面積規模別経営体数

(単位) 経営体

	合計	3ha 未満	3～5ha 未満	5～10ha 未満	10～20ha 未満	20ha 以上
平成 22 年	19	—	8	7	4	—
平成 27 年	16	—	10	6	—	—

資料：農林業センサス

※平成 12、17 年のデータは未公表

(2) - 2 生産・販売

平成 22 年調査では、過去 1 年間に 17 経営体が保有山林で何らかの林業作業を行っています。作業内容を見ると、切捨間伐を行った経営体がもっとも多く 10 経営体で、その面積は 435a となっています。

販売については、6 経営体しか行っておらず、そのうちの 4 経営体が素材での用材販売を行っています。販売金額規模別では、50 万円未満の経営体がほとんどを占めています。

⑫過去 1 年間に保有山林で林業作業を行った経営体の作業別経営体数と作業面積

	林業作業を行った実経営体数	植 林		下刈りなど	
		経営体数	面積	経営体数	面積
平成22年	17	2	15	6	167

(単位)
経営体数：経営体、
面積：a

実経営体数	間 伐				主 伐	
	切捨間伐		利用間伐		経営体数	面積
	経営体数	面積	経営体数	面積		
11	10	435	2	55	3	45

資料：農林業センサス

※平成 12、17、27 年のデータは未公表

⑬過去1年間に林産物の販売を行った経営体数

(単位) 経営体

	計	販売なし	販売した経営体				
			実経営体数	用材		ほだ木 用原木	特用林産物
				立木で	素材で		
平成22年	19	13	6	-	4	2	2

資料：農林業センサス

※平成12、17、27年のデータは未公表

⑭林産物販売金額規模別経営体数

(単位) 経営体

	計	販売なし	50万円 未満	50～700万円 未満	700～1,000 万円 未満	1,000万円 以上
平成22年	19	13	5	-	1	-

資料：農林業センサス

※平成12、17、27年のデータは未公表

(3) 水産業

(3) - 1 担い手、経営基盤

過去10年間の環境変化を見てみると、経営体数については、個人経営体が200経営体以上減少し、平成25年では396経営体となっています。これを専兼業別に見ると、自営漁業が従の兼業者は大幅に減少していますが、専業者は増加し、自営漁業が主の兼業者は横ばいで推移しています。

年齢別の就業者数についても全体としては減少傾向ですが、30～49歳の就業者数は増加しています。

漁法別では、漁船非使用、漁船使用、小型定置網及び海面養殖とも減少しています。漁船を使用している経営体のうち、動力漁船を使用している経営体について、その規模別に見てみると、1～5t未満の規模が大きく減少しています。

⑮経営組織別経営体数

(単位) 経営体

	計	個人 経営体	会社	漁業協同 組合	漁業生産 組合	共同経営	その他
平成15年	617	605	3	4	1	3	1
平成20年	498	489	2	4	1	2	—
平成25年	396	390	2	3	1	—	—

資料：漁業センサス

⑯自営漁業者（個人経営体）の専兼業別経営体数 (単位) 経営体

	計	専業(自営 漁業のみ)	兼業	
			自営漁業 が主	自営漁業 が従
平成15年	605	115	143	347
平成20年	489	110	121	258
平成25年	390	132	142	116

資料：漁業センサス

⑰年齢別漁業就業者数

(単位) 人

	計	29歳以下	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上
平成15年	809	15	23	44	160	341	226
平成20年	714	10	42	51	100	258	253
平成25年	540	17	37	58	60	148	220

資料：漁業センサス

⑱漁法別経営体数

(単位) 経営体

	計	漁船非使用	漁船使用	大型定置網	小型定置網	海面養殖
平成15年	617	140	460	3	9	5
平成20年	498	108	372	3	10	5
平成25年	396	72	315	3	4	2

資料：漁業センサス

⑱漁船規模別経営体数

(単位) 経営体

	計	無動力漁船	動力漁船				
			1t未満(船外機付き漁船含む)	1～3t未満	3～5t未満	5～10t未満	10t以上
平成15年	460	1	298	76	74	8	3
平成20年	372	1	273	42	48	6	2
平成25年	315	—	225	42	38	8	2

資料：漁業センサス

(3) - 2 出荷・販売

出荷、販売については、漁協の市場又は荷さばき所に出荷する経営体がほとんどです。

販売金額別に見ると、約9割以上の経営体は販売金額が500万円未満で、その構成割合は過去5年間で大きな変化は見られません。

㉑出荷先別延べ経営体数

(単位) 経営体

	販売を行った実経営体数	漁業の市場又は荷捌き所	漁業以外の卸売市場	流通業者・加工業者	小売業者	生協	直売所	自家販売	その他
平成20年	498	493	5	4	7	1	2	9	—
平成25年	396	393	3	2	4	—	—	6	3

資料：漁業センサス

㉒漁獲物・収獲物の販売金額別経営体数

(単位) 経営体

	計	100万円未満	100～500万円未満	500～1,000万円未満	1,000～2,000万円未満	2,000～5,000万円未満	5,000～1億円未満	1億円以上
平成15年	617	305	282	17	6	0	2	5
平成20年	498	215	235	35	5	2	2	4
平成25年	396	184	187	14	5	0	3	3

資料：漁業センサス

2 第1次産業の共通課題

本市は、第1次産業を成長産業に変えるための地域資源が豊富に存在するとともに、立地条件、気象条件についても恵まれています。しかし、近年は「生産者の高齢化と減少⇒生産力の低下⇒販売力の低下・地域連携の不足⇒生産者所得の減少」という負の連鎖に近付きつつあります。

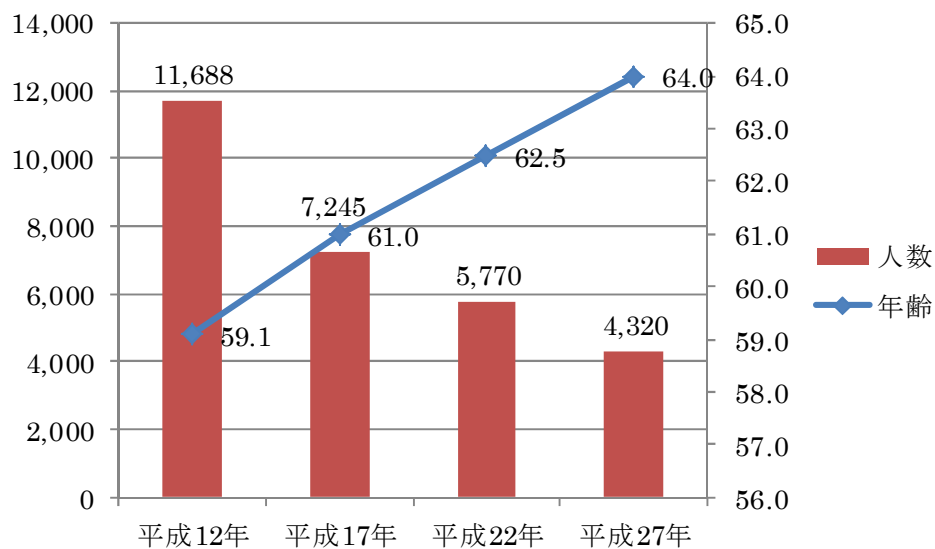
これらの要因は、第1次産業の共通課題となる①担い手・組織、②生産・基盤、③流通・加工・販売、及び④地域連携の4つの視点でまとめることができます。まずは解決すべき共通課題を視点ごとに整理しました。

(1) 担い手・組織

本市における第1次産業の就業者数は、急激な減少傾向を辿っており、高齢化・後継者不足は重要な課題となっています。特に、農業従事者数では、過去15年間あまりで大幅に減少し、平均年齢も大幅に高くなっていることが注目されます。また、就業者数の減少に伴い、これまで地域を支えてきた多様な組織も弱体化しつつあります。

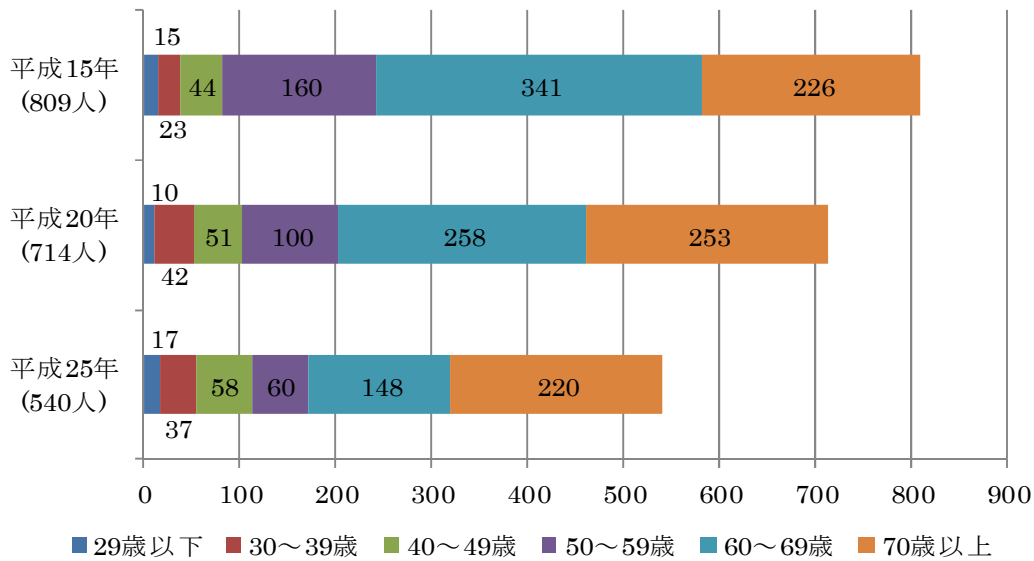
この問題に対処するため、生産者の所得向上を図ることにより後継者が生まれやすい環境を整えるとともに、地域外からも広く就業希望者を受け入れ、地域社会との融和を図ることにより、幅広い視野を持った適応力の高い産業への切り換えを目指す必要があります。

【農業従事者数と平均年齢推移】



資料：農林業センサス

【漁業就業者数推移】



資料：漁業センサス

(2) 生産・基盤

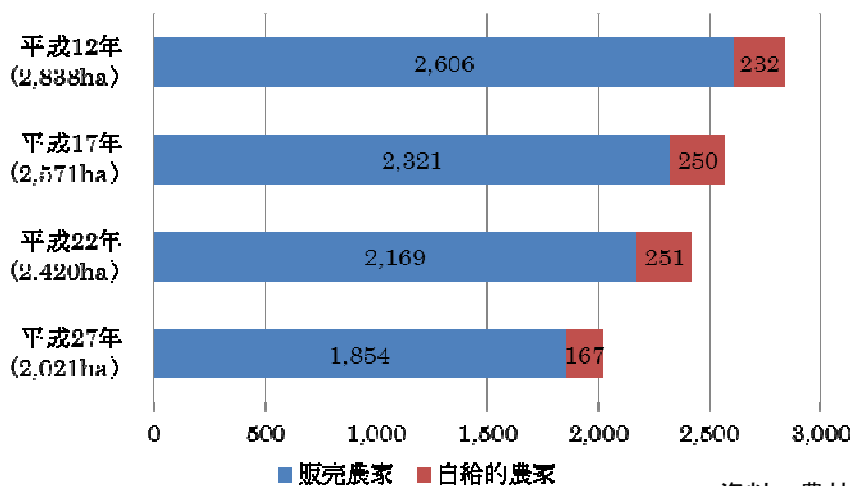
農業の経営耕地面積は年々減少傾向にあり、遊休農地は拡大しています。また、山林保有面積も減少傾向にあり、管理できない山林が拡大しています。山林は、人家から離れた森林や生活環境と密接にある里山など多様な姿があります。これらの適正管理は国土・観光資源の保全のみならず、有害鳥獣被害の対策としても期待できます。

一方、水産業では、漁獲の多くを天然の資源に依存しており、人間の生産（生命）活動の伸展により、資源状況の悪化に拍車がかかり、漁獲の減少に繋がっています。

これら第1次産業が抱える諸問題を解決するため、効率的な生産を目的とした基盤整備や資源管理等を進めるとともに、消費的生産活動から循環型生産活動への転換を図り、森・川・海につながる環境（生産の場）を一体的に維持、管理していく必要があります。

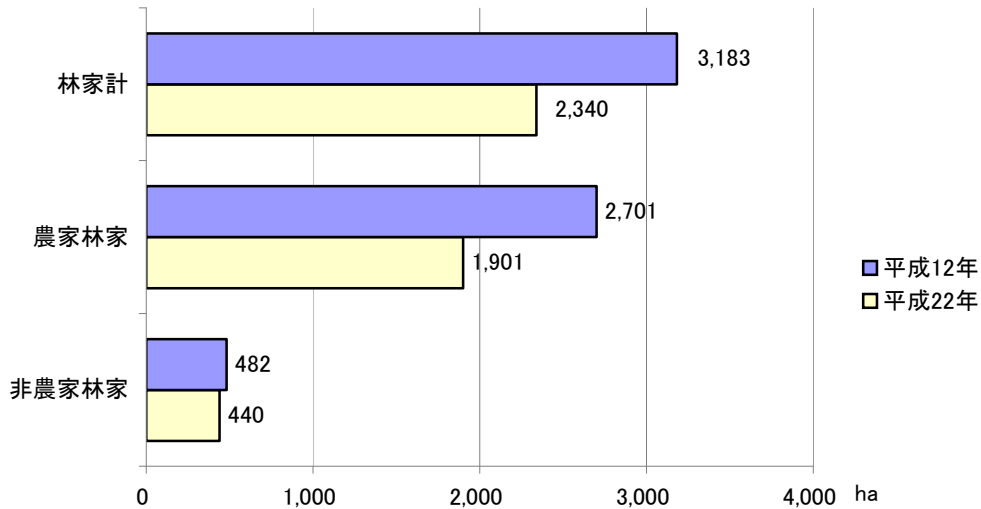
【経営耕地総面積の推移】

() は経営耕地総面積



資料：農林業センサス

【保有山林面積の推移】



資料：農林業センサス

(3) 流通・加工・販売

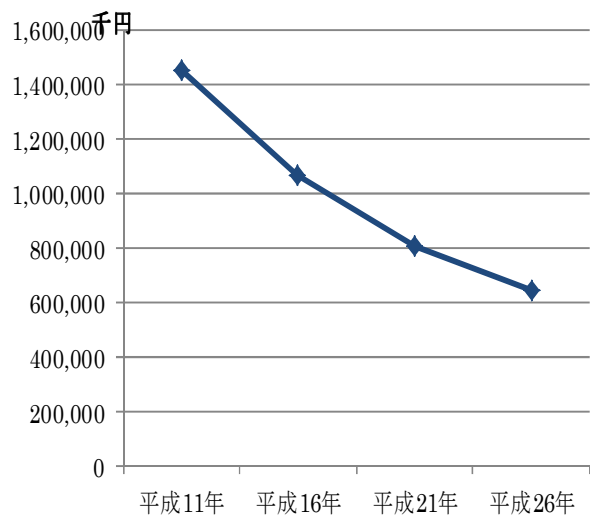
現在、第1次産業には、売れるものをつくる、あるいは売れる形態を工夫して出荷する産業への転換が求められています。

本市の農業では、例えば「なばな」は日本一の産地ですが、市場規模は横ばいであるにもかかわらず、過去15年間でその出荷額は6割近く減少しています。市場販売の優位性を確保する共選共販を促進するとともに、少量多品種栽培が可能な地域特性を生かした販路開拓が必要です。

林業では、全国的に素材価格が低迷している中、木材の多面的利活用を検討し、新たな商品開発や木質系バイオマスとしてのエネルギー利用等の取組を進めることが新規ビジネスとしての可能性につながると期待されています。

水産業では、漁協組織の再編整備が進められたことにより、水揚げ港や市場の集約、販売事業を中心とした既存事業の合理化を図るとともに、加工や直販などの付加価値の高い事業展開が求められます。

【安房管内の「なばな」の出荷額】



資料：全農ちば調べ

(4) 地域連携

第1次産業（農業・林業・水産業）は水の循環によって結ばれており、森林の適正管理のもと、里地に広がる農地等で豊かな生産活動が可能になるとともに、漁場の健全な生態系の維持につながります。本市においては、これまで堆肥利用と耕畜連携による環境保全型農業、木質系バイオマスの活用検討等の取組が行われてきましたが、今後は第1次産業間の連携をさらに強化し、農林水産物の付加価値化に結びつけることが必要です。また、6次産業化、農商工連携などをはじめとした異業種間連携を進めることで、本市のリーディング産業である第1次産業を基盤とした観光業を含み、これまで以上に地域活力の伸展を図る必要があります。

第3章 プランの構成とテーマ別方針

1 プランの構成

第2章において整理した共通課題を踏まえ、今後の本市の第1次産業の目指す姿を「農山漁村の再生と成長産業への変転」とし、本プランは、目指す姿を実現するための今後10年間における確かな道筋を示すものとします。

具体的には、第1次産業を構成する「ひと」、「もの」、「かね」という柱に、時代性を踏まえ、「担い手の育成」、「生産振興と基盤整備」、「流通販売と6次産業化」という農林水産業横断的な3つのテーマを据えました。これらのテーマ及び農業・林業・水産業の分野ごとに、地域の課題に対応する「施策の枠組み」を抽出し、枠組みごとに可能な限り5年後の数値目標（達成目標）を設定することで、進捗管理ができる仕組みとしています。また、「施策の枠組み」にしたがって、「施策」及び「主な取組」を記載し、より具体的な行動計画に落とし込む構成としています。なお、プラン策定当初に掲げた5つの「リーディングプロジェクト」は、平成28年度をもって概ね終了したことから、当該プロジェクトを削り、中間見直し時点で行っている農林水産業の振興に係る自治事務を明確にするため、施策に追加しました。

2 テーマ別方針

(1) 担い手の育成

担い手の高齢化・減少が急速に進む中で、担い手を確保・育成する仕組みづくりが求められています。

農業分野では、新規就農者や定年帰農者など新たな担い手を受け入れるとともに、生産力が減退し集落活動が低下傾向にある中で、集落機能を維持する仕組みづくりや、農作業等の受託組織の強化と労働力派遣の仕組みづくりを進めます。また、地域農業を牽引する大規模生産者・農業法人等を育成し、新規就農者が法人等で働きながら生産技術を習得し、将来的に自立できる体制を整えます。

林業分野では、森林組合が行う研修事業等を支援し、林業就業者の確保・育成に取り組みます。

水産業分野では、新規就業者の受け入れと後継者の育成に力を入れることに加え、雇用の受け皿となる中核的漁業者を育成するとともに、他産業との複合的な経営形態を検討することで、就業者所得の安定を目指します。

また、共通の枠組みとして、第1次産業関係者への研修や意見交換等を通して現状への認識づくりを進めるとともに、居住環境等の生活環境の整備や地域における受入体制の強化など就業しやすい環境づくりを進めます。

農業

【施策の枠組み】

【施策】

【主な取組】

1

新規就農者や定年帰農者など新たな担い手の育成

(新規就農者数)
南房総農業支援センターによる今後5年間の累積人数 40名

【達成目標】

1 新規就農や定年帰農等の希望者の相談・研修・就農を一元的にサポートする仕組みの構築

2 新規就農希望者等の生産基盤を拡充させる制度の構築

3 企業参入等の受入体制の構築

○トータルサポートをする公共的団体の運営

○国・県等の新規就農者に対する支援事業等を活用した経営支援の推進
○ハウス等の導入補助と中古機械等の斡旋支援
○農地の斡旋支援

○受入窓口の明確化と支援体制の構築

2

集落機能を維持する仕組みづくり

(集落営農組織数)
現在 0 組織
⇒5年後 1 組織

1 集落営農組織等の育成

2 国・県等の制度を活用した集落維持活動の促進

○モデル集落における活性化ビジョンの作成と育成支援

○中山間直接支払制度の推進
○農地・水保全管理支払制度の推進
○トータルサポートをする公共的団体による事務支援

3

受託組織の強化と労働力派遣の仕組みづくり

(農作業受託量)
現在耕起・畝立 3,256 a
⇒5年後 4,000 a
(派遣事業時間)
現在 2,026 時間
⇒5年後 3,000 時間

1 オペレーター・農作業受託組織の育成

2 人材登録制度と労働力派遣制度等の構築

○トータルサポートをする公共的団体による斡旋機能の強化

○多様な業務をカバーする労働力派遣制度の導入
○酪農における既存ヘルパー制度の見直し・強化
○高齢者人材の活用

4

地域農業を牽引する大規模生産者・農業法人等の育成

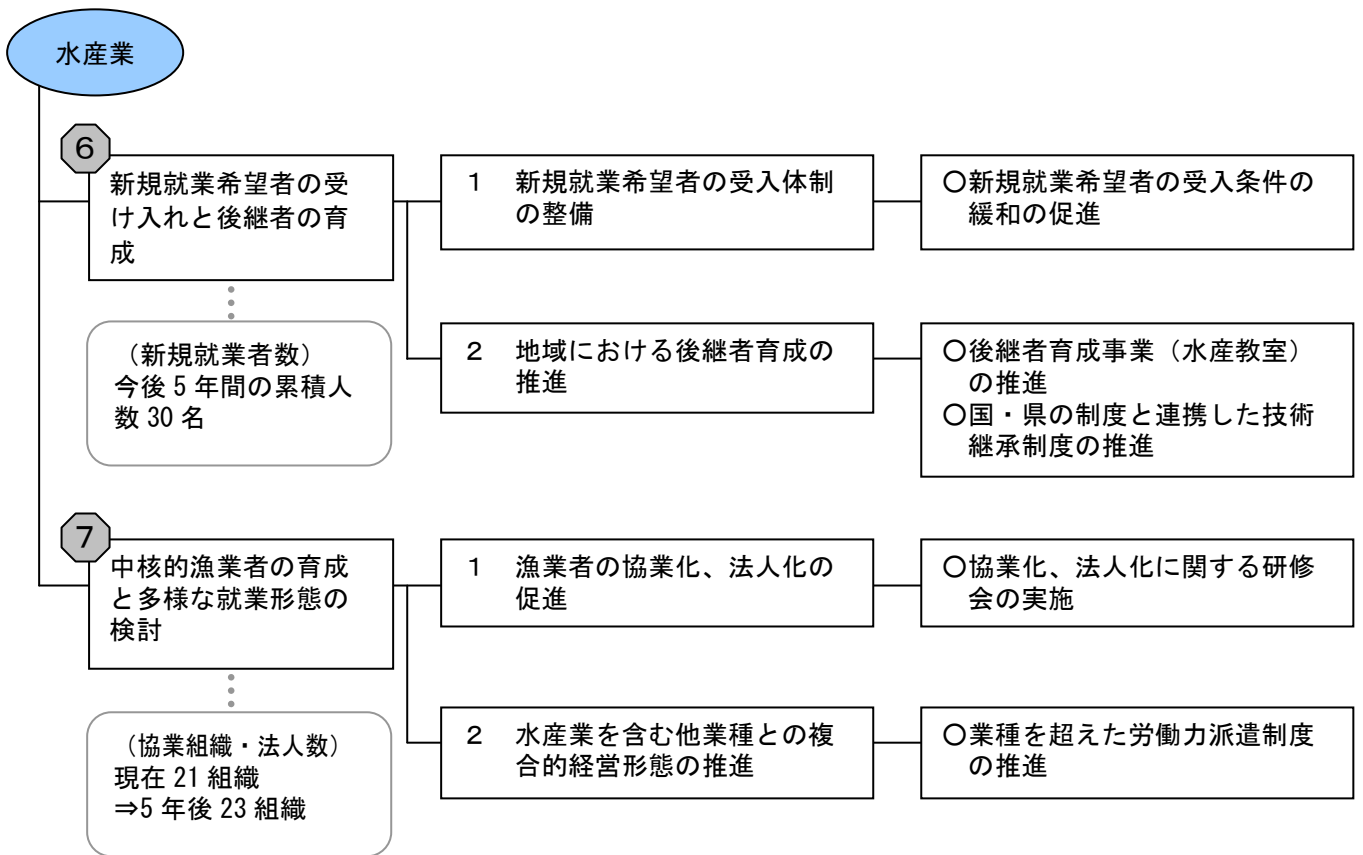
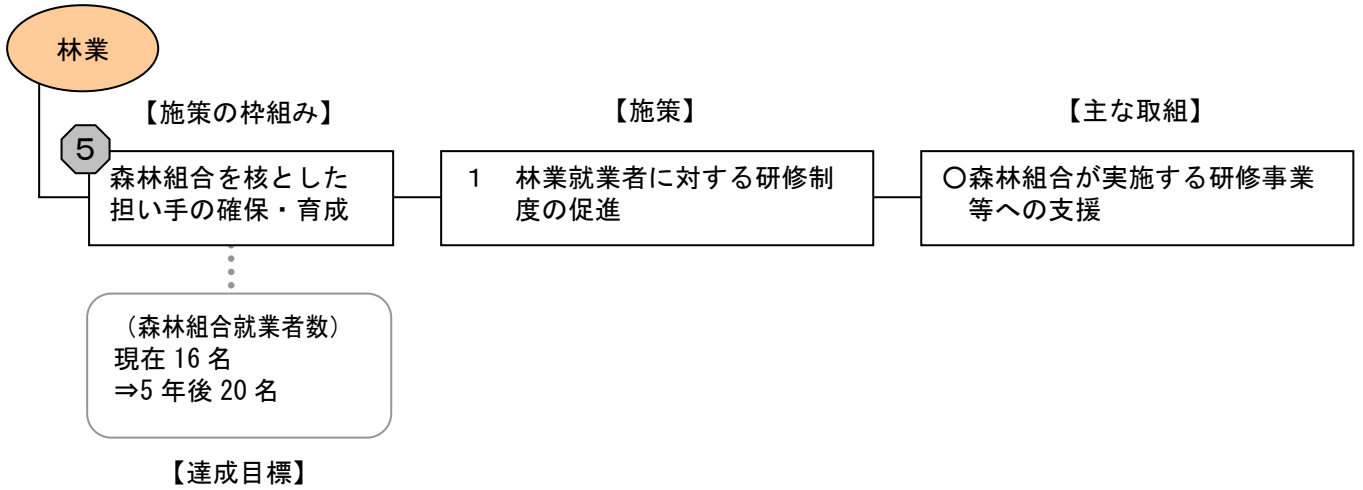
(農業法人数)
現在 28 法人
⇒5年後 43 法人
(認定農業者数)
現在 216 名
⇒5年後 227 名

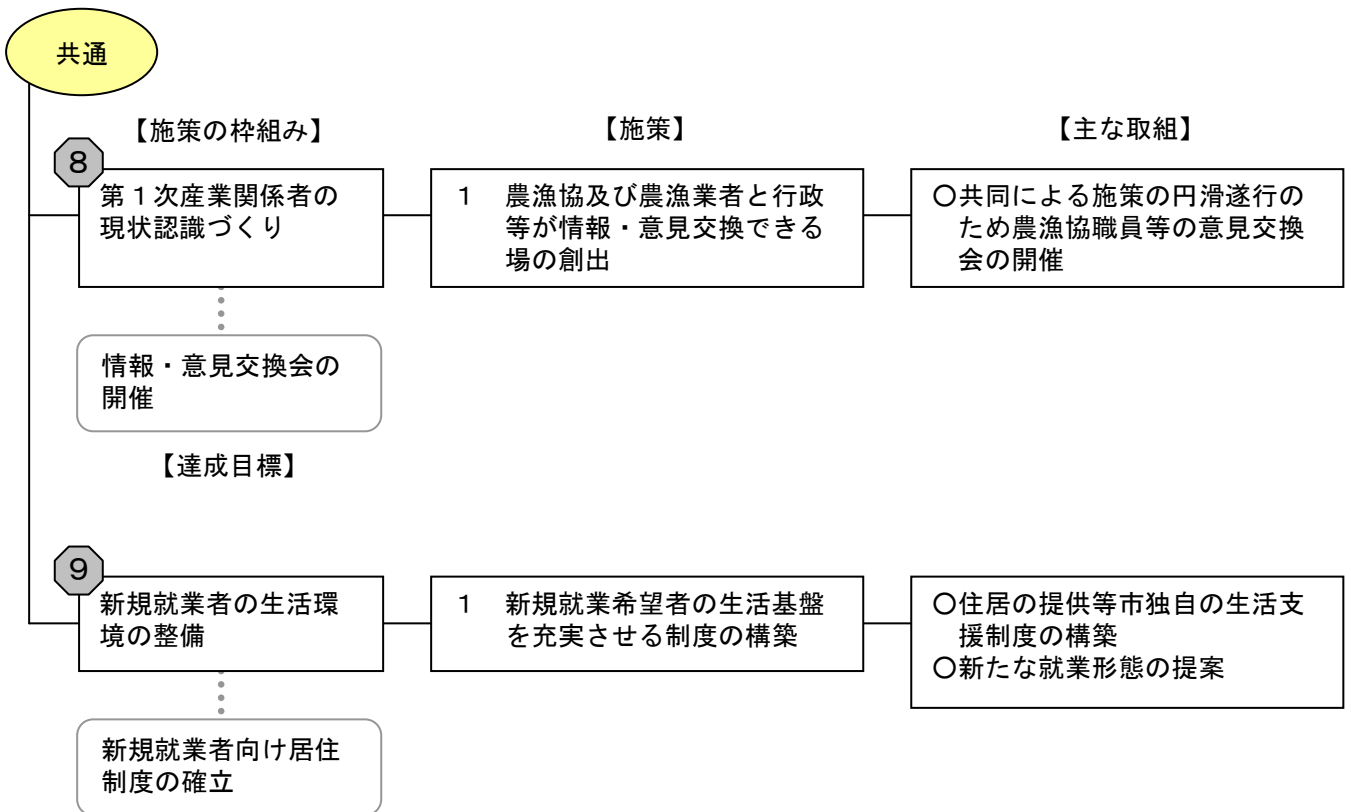
1 大規模経営・法人経営の促進

2 認定農業者・若手農業者への支援強化

○新規就農者の受け皿となる農業法人等の育成支援

○団体等が自ら企画して取り組む事業への支援制度の整備





(2) 生産振興と基盤整備

生産力の強化に当たっては、豊かな地域資源と地域特性を活かした生産振興を図るとともに、それを生み出す基盤を適切に維持・整備していくことが重要です。

農業分野では、生産性の強化を図るため、農用地等の斡旋・調整機能の確実な発揮や団地化の推進等により農地の流動化や担い手への農地集積を進めることに加え、遊休農地等の活用に向けた取組を強化します。また、早急な対応が求められている有害鳥獣被害対策については、広域的な防護柵の設置等により効率的・効果的な取組を進めます。さらに、地域の生産体系や消費者ニーズを的確に捉えた産地像、モデルとなる営農類型及び戦略作物等を明らかにし、担い手の行動指針を示すことで、地域特性を活かした生産振興を実現します。

林業分野では、森林経営計画の策定に向けた検討を進め、森林の保護及び林業普及の強化を進めます。

水産業分野では、種苗の生産、漁場の造成等により漁獲量の拡大に向けた資源増産対策を強化することに加え、漁港の再編・整備の推進と有効活用を図ります。

また、共通の枠組みとして、木質バイオマスエネルギー等の地域に存在する多様な資源を第1次産業に有効活用していくとともに、災害に強い産地づくりに向け生産基盤の健全化を推進します。

農業

【施策の枠組み】

10

生産性の強化を図る農地の流動化と集積の推進

(認定農業者の農用地利用集積面積)
現在 347ha
⇒5年後 397ha

【達成目標】

【施策】

1 集積意向等を踏まえた基盤整備の推進

2 利用集積を促進するための調査・相談・斡旋・調整機能の強化

3 野菜・果樹の団地化と担い手への利用集積

4 効率的な土地利用型農業を実現する大規模ほ場整備の推進

【主な取組】

○要望地区における土地改良事業の導入

○トータルサポートをする公共的団体と農業委員会との共同推進体制の構築

○重点品目を見据えた生産性の向上に向けたモデル事業の実施

○要望に基づく新たなほ場整備事業の推進

11

遊休農地等の解消と活用に向けた取組強化

平成32年度における農業振興地域整備計画全体見直し

1 優先して守るべき農地の明確化と対象農地における遊休農地対策の強化

2 遊休施設の有効活用と担い手への賃貸借等の促進

3 他産業との連携等による多様な農地活用方策の促進

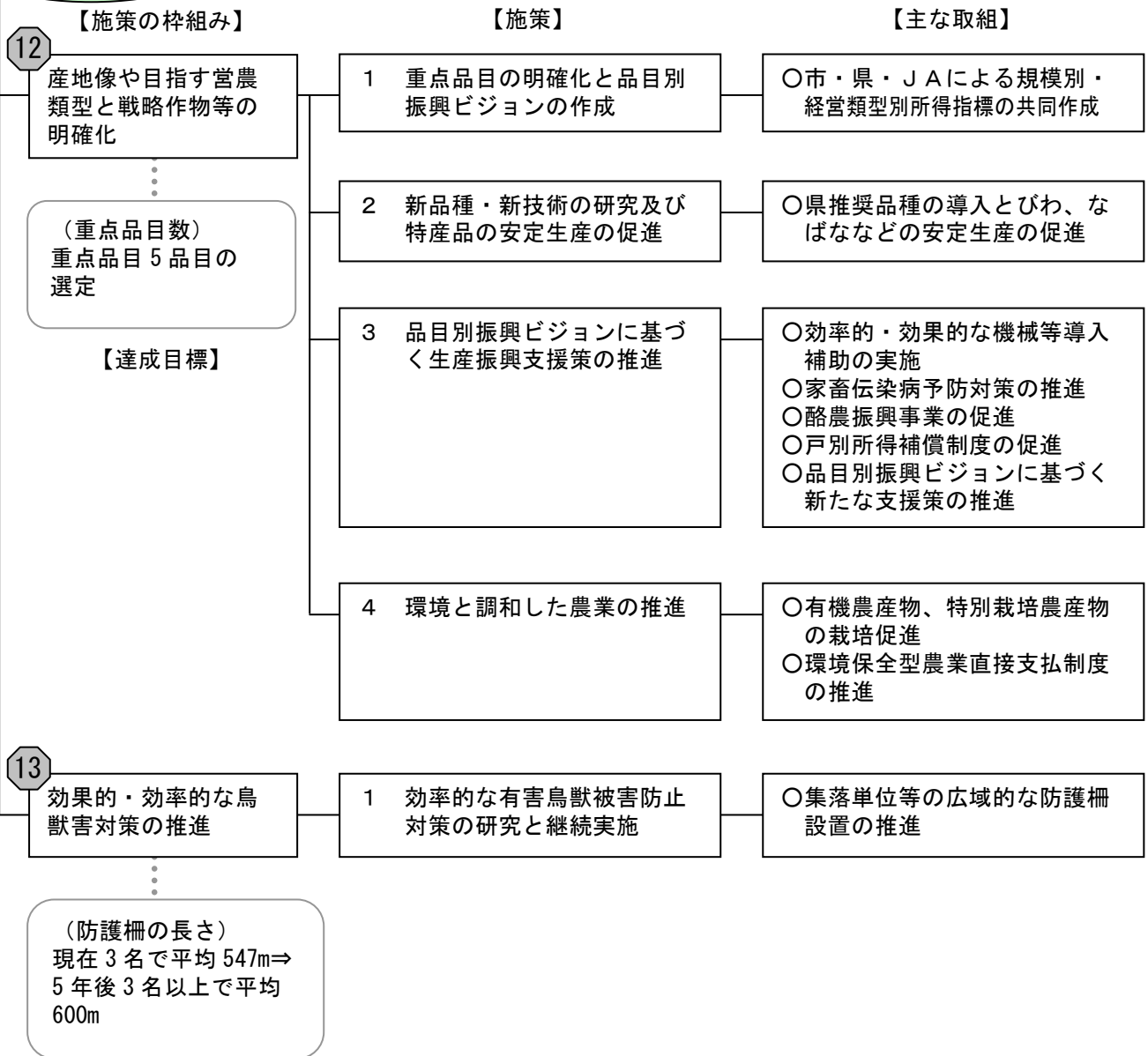
○地域の実態を踏まえた農業振興地域の段階的な見直し
○農地利用集積円滑化事業による遊休農地対策の推進

○遊休ハウス等の有効活用と担い手への利用集積
○加工場等公共施設の有効活用方策の推進

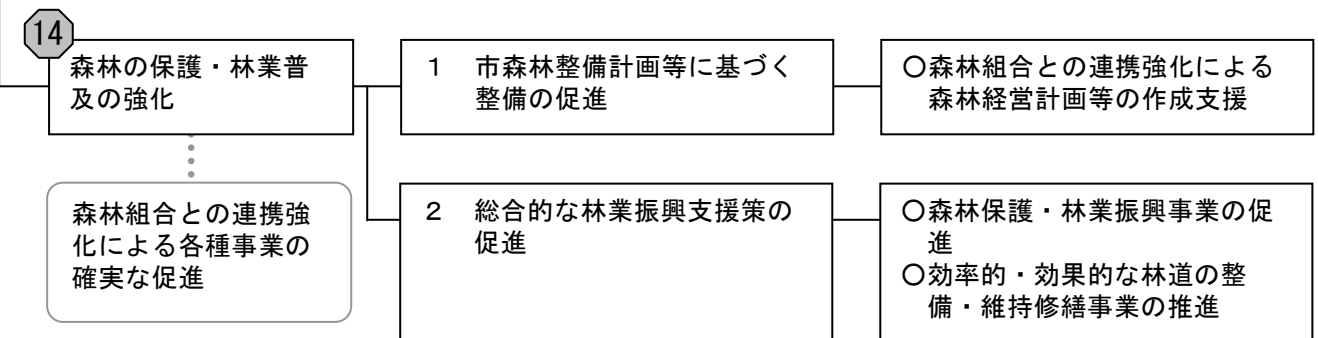
○体験事業・観光での活用等多様な農地の活用方策の促進
○企業等による農作業受託・遊休農地対策など他産業との連携施策の促進

(次ページに続く)

農業（続き）



林業



水産業

【施策の枠組み】

15

漁獲量の拡大に向けた資源増産対策の強化

(稚貝放流量)
現在アワビ放流
1,835kg
⇒5年後2,000kg
(漁場造成数)
新規輪採制漁場2箇所導入

【達成目標】

16

漁港の再編・整備の推進と有効活用

各種計画の実施状況により漁港再編の検討会を開催

【施策】

【主な取組】

1 種苗の生産・放流の促進

○アワビ・サザエの稚貝放流事業の促進
○ヒラメ・マダイ・クルマエビ等の稚魚放流事業の促進

2 新たな魚種の増産体制の研究

○県・漁協等との共同研究事業の強化

3 漁場造成・整備の促進

○定置網漁場整備の促進

4 新たな漁場管理手法の導入

○輪採制漁場管理手法の導入拡大

1 漁港再編の推進

○各種計画実施状況を踏まえた漁港再編の推進

2 漁港整備と有効活用の推進

○効率的・効果的な漁港の整備・維持修繕事業の推進

共通

17

第1次産業における地域資源の活用

(施設園芸用木質バイオマス利用加温機の導入)
今後5年間の累積台数20台

1 畜産を核とした資源循環型農業の推進

○堆肥利活用事業の継続とコントラクター組織の強化

2 木質バイオマスエネルギーの利用促進

○施設園芸における木質バイオマスエネルギーの利用促進

3 新たなエネルギー活用方策の推進

○自然エネルギーによる発電事業等の促進

18

生産基盤の健全化

※災害対応事業のため数値目標等は設けない

1 災害に強い生産基盤の整備と生産者との協働による保全

○治山事業等の整備事業の継続
○災害復旧対策の継続

(3) 流通販売と6次産業化

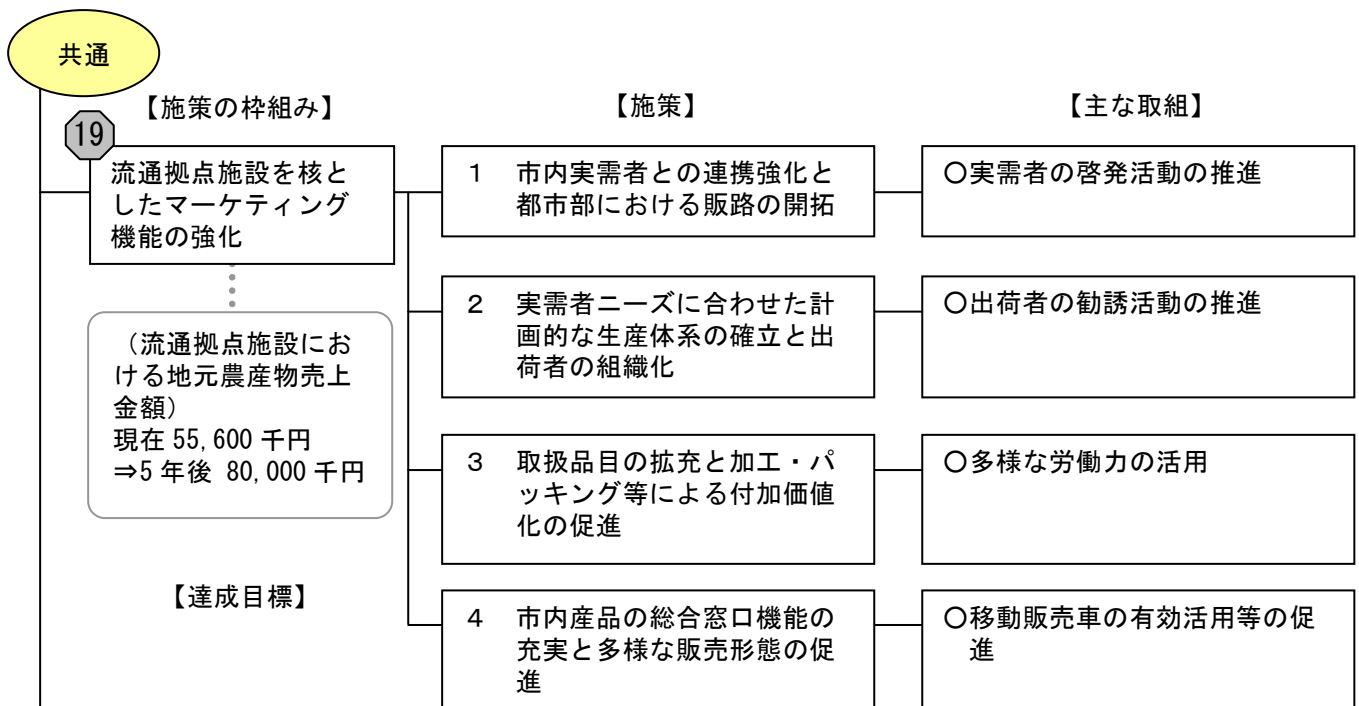
市場が求める第1次産業は、つくるだけの産業から売するための産業への転換と、6次産業化による付加価値の拡大が重要なテーマになっています。

共通の枠組みとして、平成23年度に開設した南房総市流通拠点施設を核にマーケティング機能を強化するとともに、食育活動と併せて地産地消運動を強化し、地域消費の喚起を図ります。

また、付加価値化を図るため、農商工連携による新たな特産品開発を促進し、長期的にはマーケティング調査を進めながら、地域特産品の輸出も検討します。本市のリーディング産業である観光業の集客基盤の役割として、新たな観光ルートの構築や道の駅の機能強化により、農林水産業横断的なグリーン&ブルー・ツーリズムを推進します。さらに、大学等との共同研究を進める中で、産学官協働による新たな事業の創造にチャレンジします。

林業分野では、間伐材の有効活用等、森林資源の商品化を促進します。

水産分野では、産地市場の再編等、漁協合併を踏まえた販売事業の統合を進めるとともに、販売促進活動の強化等により新たな販路開拓とブランド商品の開発を促進します。



(次ページに続く)

共通（続き）

【施策の枠組み】

【施策】

【主な取組】

20

地産地消運動の拡大

1 食育活動の強化

○学校給食への食材供給の拡充

（給食での地元野菜
果実年間取扱量）
現在 20t⇒5 年後 22t

【達成目標】

21

農商工連携の強化

1 農商工連携による特産品開
発の促進

○国・県等の農商工連携事業の
活用促進とPR手法の習熟支
援

（農商工連携・6次
産業化商品開発）
今後5年間の累積20
商品

22

地域特産品の輸出の
検討

1 海外需要の把握と対象品目
の選定

○需要に見合う生産・防疫・流通
手法の構築

輸出の実現

23

グリーン&ブルー・
ツーリズムの推進

1 グリーン&ブルー・ツーリ
ズムの新たなメニュー開発

○新たな観光ルート of 構築、観
光資源の発掘

（グリーン&ブル
ー・ツーリズム受入
客数）
現在 180,000 人
⇒5 年後 200,000 人

2 窓口機能の一元化等地域に
おける推進体制の整備

○道の駅を核とした情報受発信
機能の強化

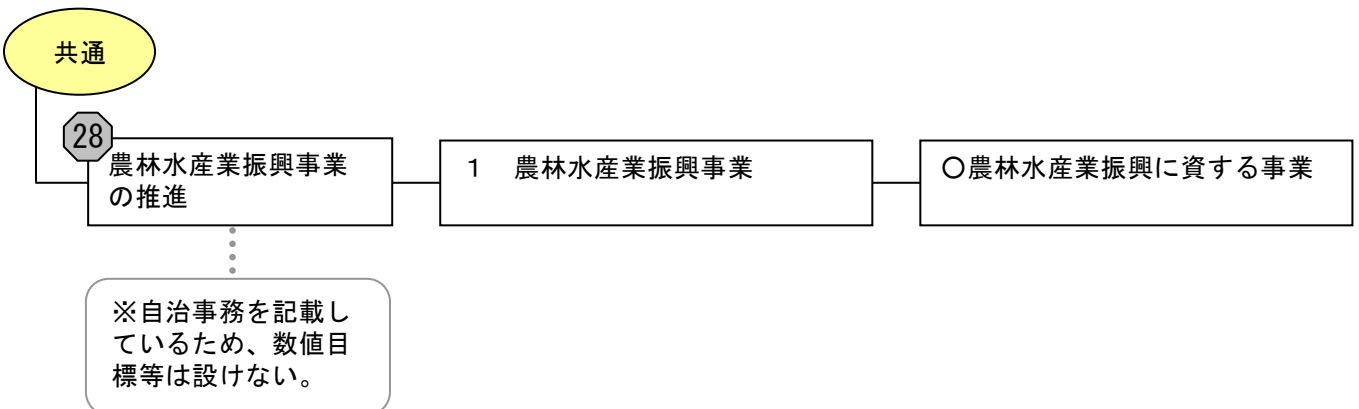
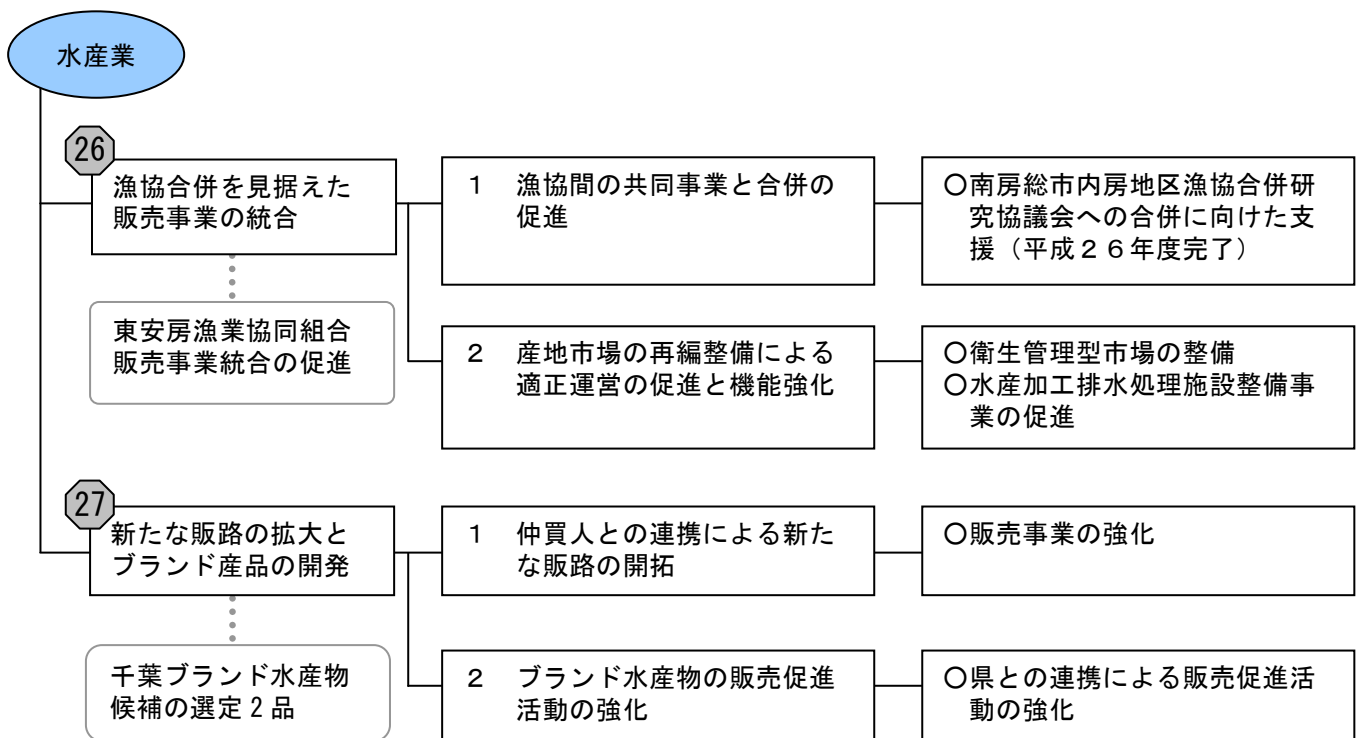
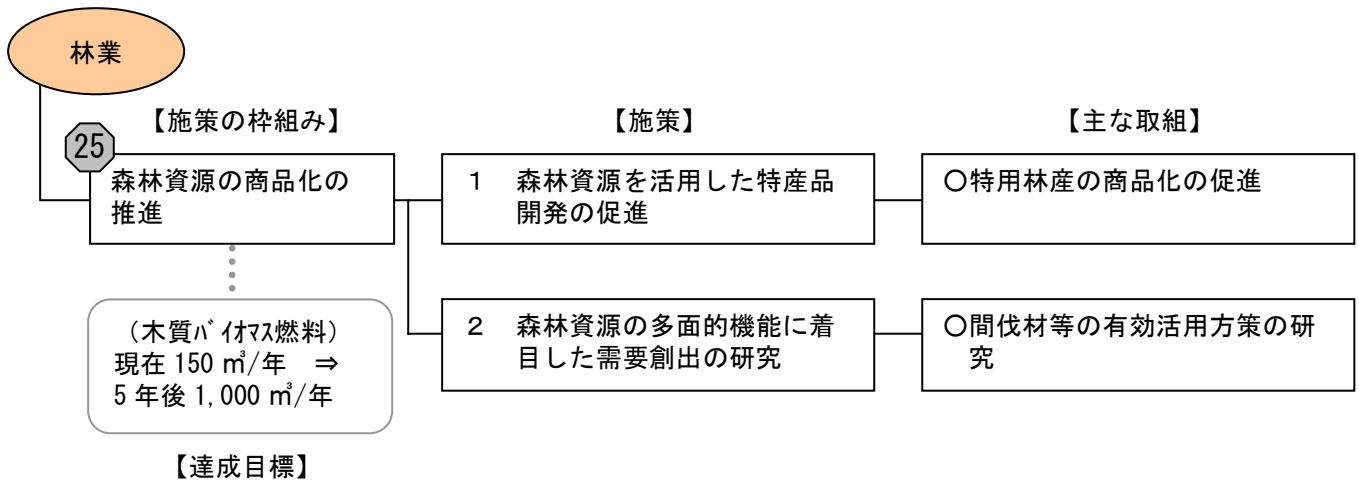
24

産学官協働による新
規事業の創造

1 大学等との連携関係の構築

○大学等との共同研究事業の推
進

（共同研究事業数）
今後5年間の累積事
業数2事業



第4章 テーマ別計画

1 担い手の育成

農業

■施策の枠組み 1

『新規就農者や定年帰農者など新たな担い手の育成』

●現状と課題

これまでも市に対して新規就農や企業参入の相談は寄せられていたが、相談・受入体制が確立されていなかったことから、農地の幹旋等断片的な対応しかできず、円滑な就農に結びつく支援ができていなかった。

●施策の概要

今後は、農地の幹旋のみに留まらず、生産基盤の確立、研修等技術習得の支援等、就農までのトータルサポートができる公共的団体を設立し、各種事業を活用して新規就農者、定年帰農者、企業等新たな担い手の育成を推進する。

◆達成目標

新規就農者数	南房総農業支援センターによる今後5年間の累積人数40名
--------	-----------------------------

□施策の実行スケジュール

施策1「新規就農や定年帰農等の希望者の相談・研修・就農を一元的にサポートする仕組みの構築」

主な取組	事業名	H29	H30	H31	H32	H33
トータルサポートをする公共的団体の運営	南房総農業支援センター支援事業	継続	→			

施策2「新規就農希望者等の生産基盤を拡充させる制度の構築」

主な取組	事業名	H29	H30	H31	H32	H33
国・県等の新規就農者に対する支援事業等を活用した経営支援の推進	新規就農総合支援事業（H24～農林水産省）	継続	→			
ハウス等の導入補助と中古機械等の幹旋支援	園芸用施設・設備整備費助成事業	継続	→			
農地の幹旋支援	農地利用集積円滑化事業	継続	→			

施策3「企業参入等の受入体制の構築」

主な取組	事業名	H29	H30	H31	H32	H33
受入窓口の明確化と支援体制の構築	南房総農業支援センター窓口相談事業	継続	→			

■施策の枠組み 2

『集落機能を維持する仕組みづくり』

●現状と課題

現在、市内に集落営農組織は存在せず、また、過疎化、高齢化のため集落機能を維持する取組も弱体化している。国・県の補助事業においても、継続実施する地区は減少傾向にあり、集落機能を維持する仕組みづくりが必要である。

●施策の概要

農作業の受託組織を中心とする集落営農のモデル集落をつくり、集落営農組織の育成を図るとともに、国・県の補助事業を有効活用し、集落機能維持活動が永続される体制を構築する。

◆達成目標

集落営農組織数	現在 0 組織 ⇒ 5 年後 1 組織
---------	---------------------

□施策の実行スケジュール

施策 1 「集落営農組織等の育成」

主な取組	事業名	H29	H30	H31	H32	H33
モデル集落における活性化ビジョンの作成と育成支援	※新規事業	検討	実施	→		

施策 2 「国・県等の制度を活用した集落維持活動の促進」

主な取組	事業名	H29	H30	H31	H32	H33
中山間直接支払制度の推進	中山間地域等直接支払制度事業	継続	→			
農地・水保全管理支払制度の推進	多面的機能支払制度事業	継続	→			
トータルサポートをする公共的団体による事務支援	南房総農業支援センター事務支援事業	継続	→			

■施策の枠組み 3

『受託組織の強化と労働力派遣の仕組みづくり』

●現状と課題

高齢化に伴い、農業者の多くは作業能力が低下傾向にあり、作業委託のニーズが生じている。一方、事業拡大を目指す中核的農家は、繁忙期には雇用者が必要となるものの、通年雇用をできるだけの作業内容がない点が課題となっている。

●施策の概要

地域の課題に対応した農作業受託組織の育成と、既存組織の作業内容の拡充を図る。また、年間雇用ができない農業者のために人材派遣制度を構築し、短期雇用のニーズに応えるとともに、軽作業における高齢者人材の活用を図る。

◆達成目標

農作業受託量	現在耕起・畝立3, 256 a ⇒ 5年後4, 000 a
派遣事業時間	現在2, 026時間 ⇒ 5年後3, 000時間

□施策の実行スケジュール

施策1「オペレーター・農作業受託組織の育成」

主な取組	事業名	H29	H30	H31	H32	H33
トータルサポートをする公共的団体による斡旋機能の強化	南房総農業支援センター コントラクター事業	継続	➡			

施策2「人材登録制度と労働力派遣制度等の構築」

主な取組	事業名	H29	H30	H31	H32	H33
多様な業務をカバーする労働力派遣制度の導入	南房総農業支援センター 人材バンク事業	継続	➡			
酪農における既存ヘルパー制度の見直し・強化	安房地域酪農ヘルパー協議会 への支援	継続	➡			
高齢者人材の活用	南房総農業支援センター 人材バンク事業	継続	➡			

■施策の枠組み 4

『地域農業を牽引する大規模生産者・農業法人等の育成』

●現状と課題

本市の営農形態は、古くからの家族経営が主流であり、地域農業を牽引する農業者や農業法人が少ない状況から、地域ごとに、その地域を担う中核的農業者及び就業の場となる農業法人の育成が求められている。

●施策の概要

農業経営の規模拡大を図るため、法人化を促進するとともに、担い手となる認定農業者の育成支援を強化する。また農業者の団体等による新規事業への取組について支援制度を整備し、新しい農業生産体制づくりを促進する。

◆達成目標

農業法人数	現在 28 法人 ⇒ 5 年後 43 法人
認定農業者数	現在 216 名 ⇒ 5 年後 227 名

□施策の実行スケジュール

施策 1 「大規模経営・法人経営の促進」

主な取組	事業名	H29	H30	H31	H32	H33
新規就農者の受け皿となる農業法人等の育成支援	農業一般事務のうち担い手育成に関する事業	継続	➡			

施策 2 「認定農業者・若手農業者への支援強化」

主な取組	事業名	H29	H30	H31	H32	H33
団体等が自ら企画して取り組む事業への支援制度の整備	農業関係団体活動支援事業	継続	➡			

■施策の枠組み 5

『森林組合を核とした担い手の確保・育成』

●現状と課題

本市には林業経営体は非常に少なく、森林組合が管理作業の多くを担っているのが実情である。一方、森林組合では、新規就業者も見られ、今後の林業の担い手・森林の守り手として期待されている。

●施策の概要

森林組合を核とした担い手の確保・育成を図るため、森林組合が実施する研修事業等への支援を行う。

◆達成目標

森林組合就業者数	現在16名 ⇒ 5年後20名
----------	----------------

□施策の実行スケジュール

施策1「林業就業者に対する研修制度の促進」

主な取組	事業名	H29	H30	H31	H32	H33
森林組合が実施する研修事業等への支援	森林組合への支援	継続	→			

■施策の枠組み 6

『新規就業希望者の受け入れと後継者の育成』

●現状と課題

漁業者の高齢化・後継者不足が深刻化しており、このままでは技術の継承が困難な状況にある。

●施策の概要

新規就業者の受入条件の緩和等について、漁協等関係団体と協議を進める。また、市内小中学生に対し水産教室等の体験メニューを実施し、地元水産業への理解を深め次世代の担い手育成を推進するとともに、国・県等の施策を活用し、漁協と協力のうえ講習会等を開催し、技術の継承が可能な体制づくりを行う。

◆達成目標

新規就業者数	今後5年間の累積人数30名
--------	---------------

□施策の実行スケジュール

施策1「新規就業希望者の受入体制の整備」

主な取組	事業名	H29	H30	H31	H32	H33	
新規就業希望者の受入条件の緩和の促進	※新規事業	検討	→			実施	→

施策2「地域における後継者育成の推進」

主な取組	事業名	H29	H30	H31	H32	H33	
後継者育成事業（水産教室）の推進	後継者育成事業（水産教室）	継続	→				
国・県の制度と連携した技術継承制度の推進	小型漁船漁業就業者確保・育成事業	継続	→				

■施策の枠組み 7

『中核的漁業者の育成と多様な就業形態の検討』

●現状と課題

個人経営者は自己所有の漁船で零細漁業を営んでおり、高齢化による生産力の低下と併せ、現在の経営形態のままでは経営規模の拡大は見込めず、就業体制の維持に限界がある。漁業規模の拡大、収入の安定、新規参入者の受け入れの実現に向けては、漁業者の協業化・法人化が求められる。

●施策の概要

漁業者の協業化・法人化を促進するため、漁協と連携し、研修会等を実施する。また、他業種との複合的経営形態の可能性を模索するため、業種を超えた労働力派遣制度の検討を進める。

◆達成目標

協業組織・法人数	現在 21 組織 ⇒ 5 年後 23 組織
----------	-----------------------

□施策の実行スケジュール

施策 1 「漁業者の協業化、法人化の促進」

主な取組	事業名	H29	H30	H31	H32	H33
協業化、法人化に関する研修会の実施	協業化に関する研修会	継続	→			
	法人化に関する研修会	継続	→			

施策 2 「水産業を含む他業種との複合的経営形態の推進」

主な取組	事業名	H29	H30	H31	H32	H33
業種を超えた労働力派遣制度の推進	水産一般事務のうち後継者育成に関する事業	継続	→			

■施策の枠組み 8

『第1次産業関係者の現状認識づくり』

●現状と課題

第1次産業の共通課題として、農林水産業従事者の減少、高齢化、担い手の不足、製品の価格低迷などがあり、課題の解決に向けては、関係者が広い視野で現状を把握し、共同で取組を進める必要がある。

●施策の概要

農漁協等関係機関との共同による施策の円滑な遂行のため、意見交換会を開催する。

◆達成目標

情報・意見交換会の開催

□施策の実行スケジュール

施策1「農漁協及び農漁業者と行政等が情報・意見交換できる場の創出」

主な取組	事業名	H29	H30	H31	H32	H33
共同による施策の円滑遂行のため農漁協職員等の意見交換会の開催	水産一般事務	継続	→			

■施策の枠組み 9

『新規就業者の生活環境の整備』

●現状と課題

新規就業者への支援は、農業では営農計画の相談・指導及び審査から農地紹介までが行われている。水産業では定置網漁などの乗組員としての就業機会が設けられている。しかし、就業するに当たってもっとも必要とされる居住環境の支援策がない。

●施策の概要

農林水産業への新規就業者の生活基盤である居住環境の支援等を進める。市有施設、民間空家などの改修や助成など多角的に生活環境の整備に向け検討を実施する。

◆達成目標

新規就業者向け居住制度の確立

□施策の実行スケジュール

施策 1 「新規就業希望者の生活基盤を充実させる制度の構築」

主な取組	事業名	H29	H30	H31	H32	H33
住居の提供等市独自の生活支援制度の構築	新規就農者支援事業 三芳新規就農支援施設管理運営事業	継続	→			
新たな就業形態の提案	半農半X等推進事業	検討	実施	→		

2 生産振興と基盤整備

農業

■施策の枠組み 10

『生産性の強化を図る農地の流動化と集積の推進』

●現状と課題

土地改良事業の実施状況については地域により差異が大きく、また農地の流動化は進んでいない。農地情報を適切に把握し、事業拡大を希望する農家に対し、生産性が高まるように農地を幹旋できる体制づくりが課題である。

●施策の概要

生産性の向上に向け、地域の要望に基づいたほ場整備を推進するとともに、農業のトータルサポートを行う公共的団体による農地利用集積円滑化事業の強化を図り、担い手への利用集積を促進し、野菜・果樹の団地化による生産性向上を促進する。

◆達成目標

認定農業者の農用地利用集積面積	現在 347ha ⇒ 5年後 397ha
-----------------	----------------------

□施策の実行スケジュール

施策 1 「集積意向等を踏まえた基盤整備の推進」

主な取組	事業名	H29	H30	H31	H32	H33
要望地区における土地改良事業の導入	土地改良事業	継続	→			

施策 2 「利用集積を促進するための調査・相談・幹旋・調整機能の強化」

主な取組	事業名	H29	H30	H31	H32	H33
トータルサポートをする公共的団体と農業委員会との共同推進体制の構築	南房総農業支援センター 農地利用集積円滑化事業	継続	→			

施策 3 「野菜・果樹の団地化と担い手への利用集積」

主な取組	事業名	H29	H30	H31	H32	H33
重点品目を見据えた生産性の向上に向けたモデル事業の実施	特産品振興事業	継続	→			

施策 4 「効率的な土地利用型農業を実現する大規模ほ場整備の推進」

主な取組	事業名	H29	H30	H31	H32	H33
要望に基づく新たなほ場整備事業の推進	※新規事業	検討	→		実施	→

■施策の枠組み 1 1

『遊休農地等の解消と活用に向けた取組強化』

●現状と課題

遊休農地の解消は進展しておらず、遊休農業施設も増加している。他産業での活用も含む効果的な遊休農地等の活用策が求められている。

●施策の概要



遊休農地対策を総合的に推進し、遊休農地や遊休農業施設の有効活用を促進する。また、他産業との連携等による多様な農地活用方を検討する。

◆達成目標


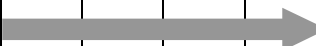
平成32年度における農業振興地域整備計画全体見直し

□施策の実行スケジュール



施策1「優先して守るべき農地の明確化と対象農地における遊休農地対策の強化」

主な取組	事業名	H29	H30	H31	H32	H33
地域の実態を踏まえた農業振興地域の段階的な見直し	農業振興地域整備計画の見直し	継続				
農地利用集積円滑化事業による遊休農地対策の推進	農地利用集積円滑化事業	継続				

施策2「遊休施設の有効活用と担い手への賃貸借等の促進」

主な取組	事業名	H29	H30	H31	H32	H33
遊休ハウス等の有効活用と担い手への利用集積	農業一般事務のうち担い手育成に関する事業	継続				
加工場等公共施設の有効活用方策の推進	農業一般事務のうち指定管理者制度の導入	継続				

施策3「他産業との連携等による多様な農地活用方策の促進」

主な取組	事業名	H29	H30	H31	H32	H33
体験事業・観光での活用等多様な農地の活用方策の促進	※新規事業	検討	実施			
企業等による農作業受託・遊休農地対策など他産業との連携施策の促進	新「輝け！ちばの園芸」産地整備支援事業	継続				

■施策の枠組み 1 2

『産地像や目指す営農類型と戦略作物等の明確化』

●現状と課題

本市は酪農発祥の地、全国有数のびわ及び食用なばなの産地であるが、農家数及び生産額とも減少傾向にある。県内農産物の主要産地としての生産性の向上、地位を確立することが課題である。

●施策の概要

重点品目を明確化し、関係機関の協力のもと品目別振興ビジョンを作成する。また農畜産物の安定生産の促進を図るとともに各種生産振興支援策を推進する。さらには品目別振興ビジョンに基づく新たな支援策を検討する。

◆達成目標

重点品目数	重点品目 5 品目の選定
-------	--------------

□施策の実行スケジュール

施策 1 「重点品目の明確化と品目別振興ビジョンの作成」

主な取組	事業名	H29	H30	H31	H32	H33
市・県・JAによる規模別・経営類型別所得指標の共同作成	特産品振興事業	検討	→	実施	→	→



施策 2 「新品種・新技術の研究及び特産品の安定生産の促進」

主な取組	事業名	H29	H30	H31	H32	H33
県推奨品種の導入とびわ、なばななどの安定生産の促進	特産品振興事業	継続	→			

施策 3 「品目別振興ビジョンに基づく生産振興支援策の推進」

主な取組	事業名	H29	H30	H31	H32	H33
効率的・効果的な機械等導入補助の実施	園芸用施設・設備整備費支援事業 新「輝け！ちばの園芸」産地整備支援事業	継続	→			
家畜伝染病予防対策の推進	家畜伝染病予防事業 環境衛生指導事業	継続	→			
酪農振興事業の促進	乳用種雌牛改良推進事業	継続	→			
戸別所得補償制度の促進	経営所得安定対策事業	継続	→			
品目別振興ビジョンに基づく新たな支援策の推進	特産品振興事業 産業方針策定事業	検討	→	実施	→	→

施策4「環境と調和した農業の推進」

主な取組	事業名	H29	H30	H31	H32	H33
有機農産物、特別栽培農産物の栽培促進	資源循環推進事業	継続				
環境保全型農業直接支払制度の推進	環境保全型農業直接支払制度事業	継続				

■施策の枠組み 13

『効果的・効率的な鳥獣害対策の推進』

●現状と課題

本市の有害鳥獣による農作物被害は甚大であり対策に苦慮している。現在は捕獲の推進と電気柵等による防護を行っているが、個人での対策が多く、より効果的な対策として、共同での取組が求められている。

●施策の概要

国・県の補助事業を活用し、個人ではなく集落全体での防護柵の設置を推進していく。

◆達成目標

防護柵の長さ	現在3名で平均547m ⇒ 5年後3名以上で平均600m
--------	------------------------------

□施策の実行スケジュール

施策1「効果的な有害鳥獣被害防止対策の研究と継続実施」

主な取組	事業名	H29	H30	H31	H32	H33
集落単位等の広域的な防護柵設置の推進	有害鳥獣被害対策事業 鳥獣被害防止総合対策事業	継続	➔			

■施策の枠組み 14

『森林の保護・林業普及の強化』

●現状と課題

本市における保有林面積は、林家数とともに減少傾向にあるが、森林整備については、補助事業を活用し、森林組合が主体となり実施しているのが現状である。

●施策の概要


森林組合との連携強化のもと、各種補助事業等の有効活用により、市森林整備計画及び森林経営計画に基づき、森林整備を促進し、森林の健全な保護・林業普及の強化を図る。

◆達成目標



森林組合との連携強化による各種事業の確実な促進

□施策の実行スケジュール

施策1「市森林整備計画等に基づく整備の促進」

主な取組	事業名	H29	H30	H31	H32	H33
森林組合との連携強化による 森林経営計画等の作成支援	各種計画作成事務	継続				

施策2「総合的な林業振興支援策の促進」

主な取組	事業名	H29	H30	H31	H32	H33
森林保護・林業振興事業の促進	森林環境保全直接支援事業 県単森林整備事業 サブスタ林再生・資源循環促進 事業	継続				
効率的・効果的な林道の整備・ 維持修繕事業の推進	林道維持事業	継続				

■施策の枠組み 15

『漁獲量の拡大に向けた資源増産対策の強化』

●現状と課題

東安房漁協で実施しているアワビの輪採制管理漁場、岩井漁協で実施しているアワビの垂下式養殖等は高い成果を上げている。しかし、全体的な海洋資源は減少傾向にあるため、稚魚・稚貝の放流の促進や、漁業者の収入の安定に寄与する管理手法を未導入地区にも順次拡大していく必要がある。

●施策の概要

アワビ・サザエ等の主要な漁獲物の資源増大を図るため、稚貝・稚魚の放流を促進するとともに、漁場を整備・保護する活動を促進する。また、今後、他の漁協や地区においても同様の手法を研究し、増産体制の強化を進めていく。

◆達成目標

稚貝放流量	現在アワビ放流 1, 835kg ⇒ 5年後 2, 000kg
漁場造成数	新規輪採制漁場 2箇所導入

□施策の実行スケジュール

施策 1 「種苗の生産・放流の促進」

主な取組	事業名	H29	H30	H31	H32	H33
アワビ・サザエの稚貝放流事業の促進	あわび稚貝放流事業 サザエ増産体制促進事業	継続	→			
ヒラメ・マダイ・クルマエビ等の稚魚放流事業の促進	栽培漁業推進協議会事業	継続	→			

施策 2 「新たな魚種の増産体制の研究」

主な取組	事業名	H29	H30	H31	H32	H33
県・漁協等との共同研究事業の強化	※新規事業	検討	→			実施

施策 3 「漁場造成・整備の促進」

主な取組	事業名	H29	H30	H31	H32	H33
定置網漁場整備の促進	漁船漁業構造改革総合対策事業	継続	→			

施策 4 「新たな漁場管理手法の導入」

主な取組	事業名	H29	H30	H31	H32	H33
輪採制漁場管理手法の導入拡大	収益向上型輪採漁場整備促進事業	継続	→			

■施策の枠組み 16

『漁港の再編・整備の推進と有効活用』

●現状と課題

本市の市営漁港は、漁業形態が地先漁業のため、泊地が集落単位に存在し、それぞれが一般的な機能施設を備えた漁港を形成している。そのため、整備及び維持補修が必要な施設数が多い。また、水中作業を伴う場合は、その費用が大きな負担となっている。

●施策の概要

水産業の将来構想に沿った漁港の利用計画及び漁港再編を推進し、これに基づく漁港整備を行い、安全で快適な漁港形成を図る。また、機能保全計画の策定を推進し、基本施設の長寿命化を図る。

◆達成目標

各種計画の実施状況により漁港再編の検討会を開催

□施策の実行スケジュール

施策1「漁港再編の推進」

主な取組	事業名	H29	H30	H31	H32	H33
各種計画実施状況を踏まえた漁港再編の推進	※新規事業	検討	→		実施	→

施策2「漁港整備と有効活用の推進」

主な取組	事業名	H29	H30	H31	H32	H33
効率的・効果的な漁港の整備・維持修繕事業の推進	漁港整備事業（水産基盤整備事業） 漁港維持事業	継続	→			

■施策の枠組み 17

『第1次産業における地域資源の活用』

●現状と課題

第1次産業の経営に掛かる燃料等は、そのほとんどを化石燃料に依存している。また、畜産業における飼料は輸入品等を多く使用しているため、燃料及び穀物相場の高騰等が経営を圧迫している。

●施策の概要

自然エネルギーやバイオマスの利活用の検討を進めるとともに、輸入飼料等に依存しない自給体制を構築することで、経営に係る経費を縮減し産業従事者の経営の安定化を図る。

◆達成目標

施設園芸用木質バイオマス利用加温機の導入	今後5年間の累積台数20台
----------------------	---------------

□施策の実行スケジュール

施策1「畜産を核とした資源循環型農業の推進」

主な取組	事業名	H29	H30	H31	H32	H33
堆肥利活用事業の継続とコントラクター組織の強化	堆肥利用促進補助事業	継続	➡			

施策2「木質バイオマスエネルギーの利用促進」

主な取組	事業名	H29	H30	H31	H32	H33
施設園芸における木質バイオマスエネルギーの利用促進	施設園芸用木質バイオマス暖房機設置費等補助事業	継続	➡			

施策3「新たなエネルギー活用方策の推進」

主な取組	事業名	H29	H30	H31	H32	H33
自然エネルギーによる発電事業等の促進	※新規事業	実施	➡			

■施策の枠組み 18

『生産基盤の健全化』

●現状と課題

農林水産業従事者の減少、高齢化などにより、農林水産業の生産基盤となる施設等の適正管理が困難な状態になってきている。また、近年は、ゲリラ豪雨等の影響で災害が発生しやすい状況にある。今後は、市民との協働により、生産基盤の適正な管理を行い、通常の機能を発揮できるように維持していくとともに、施設等の災害発生を未然に防いでいく必要がある。

●施策の概要

施設等の適正な維持管理を進めるため市民への啓発活動を推進するとともに、災害が発生した場合は、農林水産業施設災害復旧事業等により速やかに機能を回復させ、安定した経営を維持させるとともに、農山漁村環境の保全を図る。

◆達成目標

※災害対応事業のため、数値目標等は設けない

□施策の実行スケジュール

施策1「災害に強い生産基盤の整備と生産者との協働による保全」

主な取組	事業名	H29	H30	H31	H32	H33
治山事業等の整備事業の継続	小規模治山緊急整備事業	継続	➡			
災害復旧対策の継続	農林水産業施設災害復旧事業	継続	➡			

3 流通販売と6次産業化

共 通

■施策の枠組み19

『流通拠点施設を核としたマーケティング機能の強化』

●現状と課題

本市は冬場の農産物が豊富であり、関東圏の有力産地を補完する特異な産地であるため、都市部の多様な実需者が興味・関心を示していることが明らかになっているが、生産・流通体制の整備が不十分であることから、有効なマッチングに結びついていない。

●施策の概要

流通拠点施設を核として、生産から消費までの流通体系の見直しと再構築を図るとともに、農産物以外の産品と生産・需要情報も含め一括した受発注機能を整備し、地産地消（外販も含む）を推進する。

◆達成目標

流通拠点施設における地元農産物売上金額	現在55,600千円 ⇒ 5年後80,000千円
---------------------	--------------------------

□施策の実行スケジュール

施策1「市内実需者との連携強化と都市部における販路の開拓」

主な取組	事業名	H29	H30	H31	H32	H33
実需者の啓発活動の推進	地産地消推進事業	継続	➡			

施策2「実需者ニーズに合わせた計画的な生産体系の確立と出荷者の組織化」

主な取組	事業名	H29	H30	H31	H32	H33
出荷者の勧誘活動の推進	地産地消推進事業 流通拠点施設管理運営事業	継続	➡			

施策3「取扱品目の拡充と加工・パッキング等による付加価値化の促進」

主な取組	事業名	H29	H30	H31	H32	H33
多様な労働力の活用	※新規事業	検討	➡	実施	➡	

施策4「市内産品の総合窓口機能の充実と多様な販売形態の促進」

主な取組	事業名	H29	H30	H31	H32	H33
移動販売車の有効活用等の促進	※新規事業	検討	➡		実施	➡

■施策の枠組み 20

『地産地消運動の拡大』

●現状と課題

地場産品のうち農林水産物は直売所で販売されているものを除き、その多くが地域内で消費されていない。実需者及び消費者の地場農林水産物利用を促進する必要がある。

●施策の概要


学校給食や飲食店舗等への地場農林水産物供給体制を整備するとともに、地場産品を活用した料理コンテスト等の開催を通じて市民全体への地産地消啓蒙活動を実施する。

◆達成目標

給食での地元野菜果実年間取扱量	現在20t ⇒ 5年後22t
-----------------	----------------

□施策の実行スケジュール

施策1「食育活動の強化」

主な取組	事業名	H29	H30	H31	H32	H33
学校給食への食材供給の拡充	地産地消推進事業	継続				

■施策の枠組み 2 1

『農商工連携の強化』

●現状と課題

本市は年間を通して温暖な気候に恵まれ豊富な農林水産物を有し、産業と文化の振興を図る集客施設として「道の駅」が整備されているとともに、早春の花畑、海水浴等を目的に年間約500万人以上の観光客が来訪している。しかし、第1次産業と観光業等との連携は十分とは言えず、この好条件を活かしきれていない状況にある。

●施策の概要

首都圏に近い立地を活かした農林水産業と観光業の有機的な連携を図ることで、都市交流人口の増加及び都市住民が消費する経済構造を確立し地域の活性化を目指す。そのためには、農林水産業者と実需者の情報共有及びネットワークの構築を図るとともに、地域に存在する特色ある農林水産資源を活用し、消費者ニーズに対応した付加価値の高い新商品開発及びサービスを提供する。

◆達成目標

農商工連携・6次産業化商品開発

今後5年間の累積20商品

□施策の実行スケジュール

施策1「農商工連携による特産品開発の促進」

主な取組	事業名	H29	H30	H31	H32	H33
国・県等の農商工連携事業の活用促進とPR手法の習熟支援	地産地消推進事業 農商工連携等推進事業	継続	➔			

■施策の枠組み 2 2

『地域特産品の輸出の検討』

●現状と課題

現在、水産業における地域特産品の輸出実績はあるが、農業における地域特産品の輸出は行われていない。経済環境の変化を見据え、地域特産品のブランド力アップと生産者所得の向上を目的に、新たな販路の一つとして輸出の可能性を検討し、実現に向けた生産・販売体制を構築する必要がある。

●施策の概要

海外需要を把握し、輸出対象品目を選定するとともに、生産工程管理手法の導入を図るなど、輸出が可能な生産・防疫・流通手法を構築する。併せて、輸出品目としてブランド力を高め、他産地との差別化を進めることで、国内市場においても有利販売の道筋をつける。

◆達成目標

輸出の実現

□施策の実行スケジュール

施策1「海外需要の把握と対象品目の選定」

主な取組	事業名	H29	H30	H31	H32	H33
需要に見合う生産・防疫・流通手法の構築	※新規事業	検討	→			

■施策の枠組み 2 3

『グリーン&ブルー・ツーリズムの推進』

●現状と課題

グリーン&ブルー・ツーリズムは、これまで、観光事業のアイテムの一つという側面が強く、農業においては個人農家の小規模な取組が中心で、水産業においては市が体験メニューを提案・広報し、漁協や漁業者が体験希望者の受け入れを行ってきた。今後は、6次産業化による生産者所得の向上のためにも、第1次産業従事者が主体的に参画するツーリズムを目指す必要がある。

●施策の概要


第1次産業従事者自らが新たな観光資源の発掘を行うとともに、道の駅を核とした情報受発信機能の強化を図り、イベント参加者の増加、地域のファン開拓につなげる。

◆達成目標


グリーン&ブルー・ツーリズム 受入客数	現在180,000人 ⇒ 5年後200,000人
------------------------	--------------------------

□施策の実行スケジュール

施策1「グリーン&ブルー・ツーリズムの新たなメニュー開発」

主な取組	事業名	H29	H30	H31	H32	H33
新たな観光ルートの構築、観光資源の発掘	市の道の駅連絡会での協議	継続				

施策2「窓口機能の一元化等地域における推進体制の整備」

主な取組	事業名	H29	H30	H31	H32	H33
道の駅を核とした情報受発信機能の強化	「グリーン・ブルーツーリズム in ちば」推進事業	継続				

■施策の枠組み 2.4

『産学官協働による新規事業の創造』

●現状と課題

平成21・22年度に市内農家を対象に家畜ふん堆肥を活用した環境保全型農業推進事業を実施し、事業の効果研究は、農業系の大学と連携して行った。現在は、事業外で同農業系大学の学生が市内農家と研究活動を継続している。規模は小さいものの産学官協働の形として一定の成果を得ている。

しかしながら、これまでの取組が直接的に地域産業の活性化に寄与することや新たな施策への反映に至っていないなど、具体的な成果には乏しい状況にある。

●施策の概要

現状の農家と学生の個人レベル活動から組織的な連携への発展に向け、大学及び企業等の研究事業にフィールドを提供し、地域産業の活性化に係る課題及び問題意識の共有化を図る。また、実践的な共同研究を積極的に導入し、新たな視点を取り入れた6次産業化を推進する。

◆達成目標

共同研究事業数	今後5年間の累積事業数2事業
---------	----------------

□施策の実行スケジュール

施策1「大学等との連携関係の構築」

主な取組	事業名	H29	H30	H31	H32	H33
大学等との共同研究事業の推進	資源循環推進事業	継続	→			

■施策の枠組み 25

『森林資源の商品化の推進』

●現状と課題

針葉樹を中心とした市内人工林で実施する間伐事業では年間約3,000tの間伐材が発生しているものの、そのほとんどが未利用のまま林内に放置されている。また、沿岸地域を中心に分布し、独特な景観を形成するマテバシイ林は戦後主に薪炭用に造林されたものであるが、現在は材の利用が減少し放置されていることから、表土流出による公益的機能の低下とともに、ドングリがイノシシの餌となり有害獣被害対策の課題にもなっている。

●施策の概要


これら未利用の森林資源の商品化及び需要開拓に向けて、木質バイオマスの地域エネルギー利用に向けた施策を展開するとともに、千葉県の研究によって既に有効性が実証されているマテバシイを活用したシイタケ栽培の普及等、森林資源の有効活用を通じて林業従事者の所得向上及び地域の森林機能の再生に向けた取組を推進する。

◆達成目標


木質バイオマス燃料量	現在150m ³ /年 ⇒ 5年後1,000m ³ /年
------------	--

□施策の実行スケジュール

施策1「森林資源を活用した特産品開発の促進」

主な取組	事業名	H29	H30	H31	H32	H33
特用林産の商品化の促進	資源循環推進事業	継続				

施策2「森林資源の多面的機能に着目した需要創出の研究」

主な取組	事業名	H29	H30	H31	H32	H33
間伐材等の有効活用方策の研究	資源循環推進事業	継続				

■施策の枠組み 26

『漁協合併を見据えた販売事業の統合』

●現状と課題

組合員の高齢化・減少に伴い、各漁協組合単独では採算性の取れない事業も存在している。また、適正な魚価を形成するためには、ある程度まとまった漁獲量が必要であり、今後は組合合併を見据えた協力体制・協業体制等を確立する必要がある。

●施策の概要

「内房漁村再生計画」に位置付けられた衛生管理型市場・高鮮度保持冷凍施設等の整備を推進する。また、外房地区も同様の計画を策定し、市場を統合し、漁獲物を集約することにより、販売事業の合理化・強化を図るとともに、保管や加工等の検討を行い付加価値の高い事業へ転換する。

同時に漁協間の合併を含めた協力体制を検討し、漁協経営基盤を確立できるような体制づくりを支援する。

◆達成目標

東安房漁業協同組合	販売事業統合の促進
-----------	-----------

□施策の実行スケジュール

施策1「漁協間の共同事業と合併の促進」

主な取組	事業名	H29	H30	H31	H32	H33
南房総市内房地区漁協合併研究協議会への合併に向けた支援	組織再編支援（完了）					

施策2「産地市場の再編整備による適正運営の促進と機能強化」

主な取組	事業名	H29	H30	H31	H32	H33
衛生管理型市場の整備	※新規事業	検討	→		実施	→
水産加工排水処理施設整備事業の促進	水産加工排水処理施設整備事業	継続	→			

■施策の枠組み 27

『新たな販路の拡大とブランド製品の開発』

●現状と課題

既存の流通経路だけでは魚価の向上は見込めないため、新たな販路を模索するとともに6次産業化により新たな付加価値を生み出し、地域ブランド力を向上させる必要がある。

●施策の概要


買参権を開放し競争原理に基づく適正な魚価の形成を促すとともに、大手スーパー等との取引の拡大、海外への輸出などを検討し有利販売を実現するよう検討する。併せて、アワビやイセエビなど、市場での優位性をもつ品目のブランド力の向上を促すとともに、サバやムツなどについて、新たな商品の開発に取り組む。

◆達成目標


千葉ブランド水産物候補	2品選定
-------------	------

□施策の実行スケジュール

施策1「仲買人との連携による新たな販路の開拓」

主な取組	事業名	H29	H30	H31	H32	H33
販売事業の強化	特産品創出事業	継続				

施策2「ブランド水産物の販売促進活動の強化」

主な取組	事業名	H29	H30	H31	H32	H33
県との連携による販売促進活動の強化	千葉ブランド水産物フォローアップ事業	継続				

■施策の枠組み 28

『農林水産業振興事業の推進』

●施策の概要

農林水産業振興に係る平成28年度実施中の自治事務を当該プランに記載し、実行スケジュールを明確にする。

◆達成目標

※自治事務を記載しているため、数値目標等は設けない。

□施策の実行スケジュール

施策1「農林水産業振興事業」

主な取組	事業名	H29	H30	H31	H32	H33
農林水産業振興に資する事業	水稻防除事業	継続	→			
	農業経営基盤強化資金利子補給事業					
	廃プラスチック処理対策推進事業					
	農業近代化資金利子補給事業					
	富山農産物加工施設管理運営事業					
	三芳かあさんの味工場管理運営事業					
	和田農産物加工施設管理運営事業					
	白浜農業者健康管理施設「やすらぎの家」管理運営事業					
	白浜活性化施設「花の情報館」管理運営事業					
	農産物共進会事業					
	飼料用米等拡大支援事業					
	園芸施設省エネルギー化推進事業					
	丸山交流体験センター管理事業					
	畜産環境保全対策事業					
	育成牧場運営事業					

□施策の実行スケジュール

施策1「農林水産業振興事業」つづき

主な取組	事業名	H29	H30	H31	H32	H33
農林水産業振興に資する事業	環境保全型農業推進事業（有機農業・ちばエコ農産物） 男女共同参画推進事業 農地・農業用施設維持管理事業 土地改良施設維持管理適正化事業 農地地すべり防止区域内施設保護管理事業 県営かんがい排水事業 水と土保全対策支援事業 農用地総合整備事業 ため池等整備事業 農業基盤整備促進事業 里山づくり拠点整備事業(林業) 水産振興事業 水産物供給基盤機能保全事業	継続 